

○国土交通省告示第二百七十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）第十三条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（平成二十四年国土交通省告示第千三百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣 石井 啓一

第一号中「太陽熱集熱設備」の下に「、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であつて低炭素化に資するもの」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける」を削り、同号を第五号とし、第七号中「再生利用可能エネルギー発電設備」を「再生可能エネルギー発電設備」に改め、同号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 全熱交換器

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。